

原議保存期間 10 年
(平成38年3月31日まで)

最高検総第148号
平成27年9月1日

最高検察庁職員 殿

最高検察庁極秘文書指定者

検事総長

最高検察庁秘文書指定者

事務局長

総務部長

監察指導部長

刑事部長

公安部長

公判部長

秘密文書管理責任者の指名について（通知）

最高検察庁行政文書管理規則（平成23年最高検訓第2号検事総長訓令）第31条第5項の規定に基づく秘密文書管理責任者は、別表のとおりとする。

別表

管理の範囲	秘密文書管理責任者
総務課	総務課長
会計課	会計課長
事務局（総務課及び会計課の範囲を除く。）	事務局長
企画調査課	企画調査課長
検務課	検務課長
情報システム管理室	情報システム管理室長
監察指導課	監察指導課長
刑事事務課	刑事事務課長
公安事務課	公安事務課長
公判事務課	公判事務課長